## 感染症による出席停止について

下記の病気にかかった場合、学校保健安全法第 19条の規定により出席停止になりますので、登校できません。 速やかに学校までお知らせください。欠席されても欠席日数には入りません。

病気が治り登校される時には、医師の「登校許可証明書」が必要です。<u>用紙は本校ホームページよりダウンロードするか学校へ取りに来ていただき、医療機関で「登校証明書」を記入してもらい再登校の際学校に提出して</u>ください。「登校証明書」は医療機関により、有料となる場合もありますが、ご了承ください。

\*インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、「出席停止経過報告書」をご記入いただき、 再登校の際学校に提出してください。(医療機関で治癒証明書を記入していただく必要はありません)

## <出席停止となる感染症の種類>

第一種	法定伝染病	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症(*)	発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した
		後1日を経過するまで
	インフルエンザ (*)	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日
		を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬
		による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日
		間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等において感染の恐れがないと認
	髄膜炎菌性髄膜炎	められるまで
第三種	流行性角結膜炎	- 症状により学校医等において感染のおそれがないと - 認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	

<原則出席停止にならない感染症:登校許可証明書は不要だが、受診し、医師の指示に従う感染症(美作市)><br/>
溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎<br/>
流行性嘔吐下痢症・アタマジラミ・水いぼ・とびひ